定期報告対象の見直し【特殊建築物】

記号	用途	規模(その用途に かかわる範囲)	報告の時期
А	学校又は体育館	2000㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	2年に1回
С	病院、診療所(患者の収容施設を有しないものを除く)、児童福祉施設等	300㎡以上又は3階以上の階 で当該用途が100㎡を超える もの	2年に1回
	劇場、映画館、演芸場、 観覧場(屋外観覧場を 除く。)、公会堂又は集 会場	200㎡以上又は3階以上の階 で当該用途が100㎡を超える もの	毎年1回
	百貨店、マーケット、公 衆浴場又は物品販売業 を営む店舗(床面積が 10㎡以内のものを除 く。)	500㎡以上又は3階以上の階 で当該用途が100㎡を超える もの	毎年1回 (1000㎡未満 のものは2年 に1回)
E	ホテル又は旅館	300㎡以上又は3階以上の階 で当該用途が100㎡を超える もの	毎年1回 (1000㎡未満 のものは2年 に1回)
F	下宿、寄宿舎又は共同 住宅	300㎡ 以上 又は 3階以上の階 で当該用途が100㎡を超える もの	3年に1回
G	博物館、美術館、図書館、ボーリング場又は水 泳場	2000㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	3年に1回
Н	事務所その他これに類するもの(階数が5以上で延べ面積が1000㎡を超えるものに限る)	3階以上の階で当該用途が 100㎡を超えるもの	3年に1回



	記号	用途	規模(その用途に かかわる範囲)	報告の時期
	Α	学校又は体育館	2000㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	3年に1回
	В	病院、診療所(患者の収容施設を 有しないものを除く)、児童福祉施 設等	300㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	2年に1回
	С	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋 外観覧場を除く。)、公会堂又は集 会場	200㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	毎年1回
,	D	百貨店、マーケット、公衆浴場、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場	500㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	毎年1回 (1000㎡未満 のものは2年 に1回)
	E	ホテル又は旅館	300㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	毎年1回 (1000㎡未満 のものは2年 に1回)
	F	下宿、寄宿舎又は共同住宅(3階 以上で延べ面積が1000㎡以上の ものに限る)	3階以上の階で当該用途が 100㎡を超えるもの	3年に1回
	G	博物館、美術館、図書館、ボーリン グ場又は水泳場	2000㎡以上又は3階以上の 階で当該用途が100㎡を超 えるもの	3年に1回
	I	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1000 ㎡を超えるものに限る)	3階以上の階で当該用途が 100㎡を超えるもの	3年に1回

- ·記号Aの学校又は体育館の用途の報告の時期を「2年に1回」→「3年に1回」に変更。
- ・記号Dの用途にキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店又は遊技場を追加。
- ・記号Fの用途の規模を「300㎡以上」を「3階以上かつ延べ面積が1000㎡以上のもの」に変更。